

期限付臨時職員	育児休業代替臨時職員
を	
臨時職員	期限付臨時職員
に改める。	
育児休業代替臨時職員	育児休業代替臨時職員
を	
期限付臨時職員	期限付臨時職員
に改める。	

第四号様式中

「非 常 勤 職 員 期 限 付 臨 時 職 員」を「期限付臨時職員」に改める。
 「配偶者同行休業代替臨時職員 育児休業代替臨時職員」を「期限付臨時職員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十五条の五」に改める。

第六章第三節中第二十五条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業）

第二十五条の五 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第四条の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするため、地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（第五号様式の二）により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに知事に申請しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を配偶者外国滞在事由等状況変更届（第五号様式の三）により知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第五号様式の次に次の二様式を加える。

（以下省略）

第5号様式の2 (第25条の5関係)

青森県知事 殿

所 属 職氏名 ㊤

年 月 日

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認 (配偶者同行休業の期間の延長) を申請します。

記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長		
	氏名				
2 申請に係る配偶者	職業				
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()			
	外国滞在事由				
	外国潜在中の所属先の名称 (所在地) 外国滞在事由の継続する期間	()			
3 職員及び配偶者の外国潜在中の住所 (居所)					
4 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで			
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで			
6 備考					
所属長の意見					

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 - 3 職員及び配偶者の外国潜在中の住所 (居所) 欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国潜在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
 - 4 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由及び休業の期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
 - 5 該当する□には、✓印を記入すること。
 - 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第5号様式の3 (第25条の5関係)

青森県知事 殿

所 属 職氏名 ㊤

年 月 日

配偶者外国滞在事由等状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者外国滞在事由等の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

- 1 届出の事由
 - 配偶者が死亡した
 - 配偶者が職員の配偶者でなくなった
 - 配偶者と生活を共にしなくなった
 - 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
 - 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなくなった
- 2 届出の事由が発生した日

年 月 日

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の二の見出し中「審査」を「審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者から請求があつたときは、当該資格がないと認められた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

第二百二十五条の三に次の一号を加える。

三 地方自治法施行令第六十七条の五第一項に規定する資格に関する文書を手入するための手段

第二百二十五条の四中「一連の調達契約（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約をいう。以下同じ）」を「特例政令第二条第五号に規定する一連の調達契約（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにしたものに限り）」に改める。

第二百二十五条の五第一項中「第七号」を「同条第七号」に改め、同項第一号中「一連の調達契約に」を「一連の調達契約（特例政令第二条第五号に規定する一連の調達契約をいう。以下同じ。）」に、「最初の契約」を「最初の調達契約（特例政令第二条第四号に規定する調達契約をいう。）」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第二百二十五条の七第一号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子入札システムを使用して契約の行う場合においては、電子入札システムの使用に関する事項

第二百二十五条の十一に次の一項を加える。

4 前項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第一百七条第一号、第三号から第五号まで及び第九号に掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、第二百二十五条の五第一項第一号に掲げる事項

三 契約の手續において使用する言語

第二百二十五条の十二第三項中「第七号各号」を「前条第四項各号」に改める。

第二百二十五条の十三中「第二百二十五条の二及び第二百二十五条の三第二号」を「第二百二十五条の二第一項並びに第二百二十五条の三第二号及び第三号」に、「第二百二十五条の二中」を「第二百二十五条の二第一項中」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に、「第二百二十五条の五第一項第二号」を「第二百二十五条の五第一項第三号」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県公営企業財務規程第二百二十五条の四、第二百二十五条の五第一項、第二百二十五条の七、第二百二十五条の十一第四項及び第二百二十五条の十二第三項の規定は、この規程の施行の日以後に青森県公営企業財務規程第二百二十五条の四の規定により読み替えられた同規程第六六条の規定による公告（以下「公告」という。）を行う一般競争入札及び同規程第二百二十五条の十一第一項の規定による公示（以下「公示」という。）を行う指名競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札及び公示を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」の下に、「同法第二十六條の六第七項及び職員配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九條第一項」を加える。

第二条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法第二十六條の六第七項に規定する場合

第三条中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者同行休業代替臨時職員 地方公務員法第二十六條の六第七項及び配偶者同行休業条例第九條第一項の規定により、配偶者同行休業をしている職員の代替として当該配偶者同行休業の期間の範囲内で一年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

第四条第二号中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加える。

第六条第二項中「除く。」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加える。

第七条第三項中「期限付臨時職員及び」を「期限付臨時職員、配偶者同行休業代替臨時職員及び」に改める。

第八条中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加える。

第九条第一項中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加え、同条第三項中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加え、同項第二号中「又は」の下に「配偶者同行休業若しくは」を加える。

第十条中「期限付臨時職員」の下に、「配偶者同行休業代替臨時職員」を加える。
第一号様式中

非常勤職員	非常勤職員	「期限付」を「期限付」に、「配偶者同行休業」を「配偶者同行休業」に改める。
臨時職員	期限付臨時職員	
臨時職員	臨時職員 育児休業代替	を
臨時職員		
臨時職員		に改める。

第四号様式

「青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程」を「青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年七月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に、「第四十二條」を「第四十二條の四」に改める。

第七条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七條第一項」を「第七十七條」に改める。

第六章第二節中第四十二條の三の次に次の一条を加える。
（配偶者同行休業）

第四十二條の四 職員（非常勤職員等を除く。次項において同じ。）は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第四条の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするため、地方公務員法第二十六條の六第一項に規定する配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（第十二号様式の六）により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに管理者に申請しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を配偶者外国滞在事由等状況変更届（第十二号様式の七）により管理者に届け出なければならない。

3 第一項の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。
 第十二号様式の五の次に次の二様式を加える。

第12号様式の6（第42条の4関係）

年 月 日

青森県病院事業管理者 殿

所 属 職氏名 ㊦

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（配偶者同行休業の期間の延長）を申請します。

記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長
2 申請に係る配偶者の職業	職 業
	申請時の所属先の名称(所在地)
	()
	外国滞在事由
	外国滞在中の所属先の名称(所在地)
	()
	外国滞在事由の継続する期間
	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	所属長の意見

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。
 2 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)欄には、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 4 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業の期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
 5 該当する口には、レ印を記入すること。
 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第12号様式の7 (第42条の4関係)

青森県病院事業管理者 殿

年 月 日

所 属
職氏名

印

配偶者外国滞在事由等状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者外国滞在事由等の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

1 届出の事由

配偶者が死亡した

配偶者が職員の配偶者でなくなった

配偶者と生活を共にしなくなった

配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった

配偶者同行休業をしている職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなくなった

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭